

駅通情報

第17号

時評

「道の駅」に想う

近年、「道の駅」という名前をよく耳にする。私のように長年宿駅を研究している者にとっては気になる名称である。

この名称の興りは、恐らく鉄道の駅に対して、街道沿いに発達した集落を指しているものと思われ、いわゆる、かつての宿場に換しているものと認められる。しかもその実態を見ると、地場産の農産物、果物、菓子は衣類まで売る場としているものであり、かつての宿場とは可成りかけ離れたものである。それも、車の発達と共に街道筋から離れた広場等を利用して発展定着してきた様子である。

この「道の駅」の語源を調べれば、宿駅の所在地、すなわち、宿場のことであろう。また、その発祥を辿れば、律令制時代の駅路に行きつく。そのころの駅とは「うまや」を意味し、下って江戸時代には街道筋において、人足や馬匹を働かして旅人の需要に対応する場であった。

その意味からすると、現代の「道の駅」は、本来の目的から随分かけ離れたものである。

さて、北海道においては、道内の和土地については、

おおむね本州と類似の制度として発達してきた。また、蝦夷地においては場所所負人の負担により運営されてきた。明治年代に入って、「本陣」ハタゴ屋並「ハタゴ屋」駅通」と、その名称を変えつつも制度の目的はなんら変わることなく経過し、入植者の増加に対応して発達してきたが、昭和二十二年三月、その任務を終えて廃止されたものである。

前述のとおり、この「道の駅」も、近年に至って増加し、道内のみで五十余か所にも達しているとのことである。確かに、「道の駅」とは言い得ていて、宿場を研究している私達にとってお蔭を蒙られた思いである。この名称は、誰によって、いつ頃発案されたものであるのか、これを思い付いた人にその経緯を聞きたいものである。

目次

一 時評「道の駅」に想う	1
二 南樺太の駅通(六)	2
三 明治初期における駅通 諸経費の収支状況(七)	3
四 史料寄贈お礼	6

駅通情報

第17号

時評

「道の駅」に想う

近年、「道の駅」という名前をよく耳にする。私のように長年宿駅を研究している者にとっては気になる名称である。

この名称の興りは、恐らく鉄道沿線の駅に対して、街道沿いに発達した集落を指しているものと思われ、いわゆる、かつての宿場に倣しているものと認められる。しかもその実態を見ると、地場産の農産物、果物、菓子は衣類まで売られる場としており、かつての宿場とは可成りかけ離れたものである。それも、車の発達と共に街道筋から離れた広場等を利用して発展定着してきた様子である。

この「道の駅」の語源を調べれば、宿駅の所在地、すなわち、宿場のことであろう。また、その発祥を辿れば、律令制時代の駅路に行きつく。そのころの駅とは「うまや」を意味し、下って江戸時代には街道筋において、人足や馬匹を働かせる人の需要に対応する場であった。

その意味からすると、現代の「道の駅」は、本来の目的から随分かけ離れたものである。

さて、北海道においては、道内の和内地については、

おおむね本州と類似の制度として発達してきた。また、蝦夷地においては場所所負人の負担により運営されてきた。明治年代に入って、「本陣」ハタゴ屋並「ハタゴ屋」駅通」と、その名称を変えつつも制度の目的はなんら変わることなく経過し、入植者の増加に対応して発達してきたが、昭和二十二年三月、その任務を終えて廃止されたものである。

前述のとおり、この「道の駅」も、近年に至って増加し、道内のみで五十余か所にも達しているとのことである。確かに、「道の駅」とは言い得て、宿場を研究している私達にとってお蔭を蒙られた恩恵である。この名称は、誰によって、いつ頃発案されたものであるのか、これを探り付いた人にその経緯を聞きたいものである。

目次

一 時評「道の駅」に想う	1
二 南樺太の駅通(六)	2
三 明治初期における駅通 諸経費の収支状況(七)	3
四 史料寄贈お礼	6

○明治の分

明治三十八年	二	明治四十二年	一〇	明治四十四年	二二
明治三十九年	七	明治四十一年	一五		
明治四十年	一六	明治四十二年	一九	計	八一

○大正の分

(明治四十五年)

大正二年	三	大正六年	〇	大正二年	九
大正二年	六	大正七年	二	大正二年	二一
大正三年	一	大正八年	〇	大正三年	〇
大正四年	一	大正九年	四	大正四年	一
大正五年	一	大正一〇年	〇	計	四九

○昭和の分

(大正十五年)

昭和五年	〇	昭和八年	〇	昭和十五年	三
昭和二年	〇	昭和九年	〇	昭和十六年	一
昭和三年	二	昭和一〇年	二	昭和十七年	〇
昭和四年	〇	昭和十一年	二	昭和十八年	二
昭和五年	三	昭和十二年	〇	昭和十九年	一
昭和六年	二	昭和十三年	〇	昭和二十年	三
昭和七年	一	昭和十四年	二	計	一四

○合計一五九か所

○注 同年度中に、集中的に多数廃止されたもの

- (一) 昭和六年一月一日廃止 三六か所
 - (二) 同 七年 七月 三日廃止 一五か所
 - (三) 廃止年月不明 二一か所
- 昭和二〇年八月終戦により設置されたもの 三七か所

明治初期における

駅通諸経費の収支状況(七)

本号では、鉄面駅通所以下について検討する。しかし、全通の駅通所全部の駅通諸経費について記載すると、単調な文章が続くことになるが、当時の史料は極めて少ないので、将来に史料を残しておくためにも随分かに続けようと思う。

6 鉄面駅通所

鉄面を中心とする近隣駅は、日本海沿いの街道筋に所在しているため、通行人も多く江戸時代から設備の整った駅が多く設けられていた。しかし、当駅は、周辺駅に比較して開設が遅れたこともあって同じ街道筋に在り

ながら十分な施設がなかったのである。

明治時代に入って、開拓使庁が札幌に開設されるまでの一時、鉄函に仮施設が設けられたこともあって、札幌・小樽間の中間にあることで開設が急浮上したものである。

それまでは、小樽運上屋付属の通行屋であったが、それを格上げして整備したものである。

左記に、「事業報告」に見られる事項を挙げる。

○沿革

(ア) 明治三年九月設置、鉄函本陣ト称シ番人ヲ置キ 駅通ノ事ヲ取扱ハシメ手当トシテ高島郡釧路村 税金幾分ヲ給ス

(イ) 五年八月小樽買日改所ヲ鉄函村ニ移シ駅通買日 改所ト称シ本陣ト合ス

(ウ) 六年一月本陣ヲ廃シ駅費トシテ年金貳百五十拾円ヲ給ス十二月小樽白浜某驛本陣ヲ願受ケ区分シテ駅通取扱所トス補助年金貳百円ヲ給ス其 民費トス

(エ) 九年十月補助年金ヲ改テ五十拾円トス

(オ) 十年六月買日改所ヲ廢ス

○経費

六年	七年	八年	九年	十年
三〇〇円	三七一	一九八	一九八	一七三
十一年	十二年	十三年	十四年	十五年
一三四	一六五	二二三	三九八	六六

以上のとおり明治五年八月、在小樽の買日改所を鉄函村に移して、鉄函本陣と合併したものである。買日改所とは、旅人の所持旅行荷物の重量を計量して確認することを主任務とするものである。当時、旅人の旅行品の重量制限は前述の、布令録第二号第一ないし第二のとおりであった。

右「(ウ)」にある驛本陣とは、本州でいうところの驛本陣とは全く違っていて、駅通所の補助機関としての通行屋をいうのである。

布令録に記載の開拓使からの経費の示達は次のとおりである。

鉄 函 駅

(朱) 従前

一 駅通所御手当壹々年金貳百円

規模が大きいわりに手当の給付は少なく、従来三〇〇

円台であった手当が、明治八年に至って二〇〇円台に落ち込んでゐる。布令録によると、明治六年十二月、開拓使から二〇〇円が示達されているが、明治十四年には四〇〇円近い経費が使われ、さらに、開拓使が廃止された明治十五年には六六円と急減するといった増減振りである。

それにしても、布令録以外に生の資料の手持ちはなく、江戸時代からの旅行記等にも記録は見当たらない。当所の開設以来の経費の示達状況を知りたいものである。

なお、明治十年六月に至って賃日改所が廃止になっているが、この賃日改所は直接経費の使用とは関係がないせいもあって、「事業報告」経営面に影響を与えていない。

7 小樽駅通所

当所は近隣駅通所と同じく古い歴史を持っている。開拓使庁が札幌に開庁される明治三年三月、それまで釧路に置かれていた開拓使の仮役所を小樽に移して、西部十三郡を管轄したが、駅制についても小樽は重視されたのであった（明治四年六月管轄区域を開拓使の所管に吸収した）。

さて、「事業報告」によると

○沿革

(ア) 松前藩ノ時運上家ト称シ番人ヲ置キ駅通ノ事ヲ取扱ハシメ別ニ駅費ヲ給セス

(イ) 慶応元年本陣ト改メ駅費トシテ歸漁収税全幾分ヲ給ス

分ヲ給ス

(ウ) 明治六年二月本陣ヲ廃シ駅通ヲ町会所ニ置ク
九月藩町官邸元改所ニ移転ス駅費トシテ補助年金百四拾円ヲ給ス

(エ) 九年十月金百円ト改ム



あわせ内記

○経費

六年	七年	八年	九年	十年
一四四四	一四一	一四〇	一四〇	一二一
十一年	十二年	十三年	十四年	十五年
四〇七	四四三	五六〇	七六八	一二八

「沿革(ア)」の運上家とは、場所請負人の漁場等運営の拠点であつて、駅運は、請負人が場所を請負う条件の一つとして負担するものであり、無給であつてもなんら差支えない。

しかし、慶応元年に至つて運等へ治めるべき経費取税金の一部を割いて駅費に当てたものである。

明治に至つて初めて開拓使から駅費一四〇円を支給されている。右、経費欄の十一年以降において他駅に見られない高額の支給となつてゐる。

では、右令録ではどうなつてゐるであらう。

一金百五拾円 是ハ老々年駅運所請経費

御手当金如此

小樽 駅

(朱書) 従前

一 駅運所御手当老々年金百四拾円

右支給金額を「事業報告経費欄」と比較してみると、明治八・九年と同額であり、これがそれに当たるのであらう。

○史料寄贈お礼

香江真澄から学ぶ
「樺津の文化財」誌
ボ一川史跡自然公園

札幌市 郷 比呂志氏
樺津町 相田 光明氏
同 同

発行年月日 平成十二年三月一日

頒布 無料

発行者 札幌市南区川崎四条五丁目 三の一

史学研究会 主宰 宇川 隆 謹

TEL 011-871-3802